

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課）	13
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	13
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	14

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	14
--------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	17
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成30年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 施 設 名	廃 止 し た 管 理 規 程 の 概 要
安平町土地改良区	第1号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	第5号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年7月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業	の	種	類	縦	覧	場	所
-----	-----	---	---	---	---	---	---	---

大 谷	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道後志総合振興局
昆 布	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	同

北海道告示第497号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 虻田郡倶知安町字高嶺3の1、5の1
- 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字高嶺3の1（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高嶺3の1・5の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第498号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇347の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 1(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年農林水産省告示第1420号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 首藤 カツエ |
| (3) 掲 示 場 所 | むかわ町役場 |
| 2(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年農林水産省告示第1420号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 藤本 嘉明、高橋 敏彦 |
| (3) 掲 示 場 所 | 清水町役場 |
| 3(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年農林水産省告示第1420号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 上田 チヨ、上田 至範、上田 公男、上田 直子、木本 チヤ、柏木 キミ |
| (3) 掲 示 場 所 | 池田町役場 |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第121号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月10日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 入札に付する事項
- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 | パーソナルコンピューターの賃貸借 7台分 一式 |
| (2) 調達をする物品等の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (3) 契 約 期 間 | 平成30年11月1日から平成35年10月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 |
| (4) 納 入 場 所 | 入札説明書による。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 |
| (2) | 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 |
| (3) | 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 |
| (4) | 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 |
| (5) | 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 |

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- | | |
|-----|--|
| (1) | この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 |
|-----|--|

ア 申 請 の 時 期	平成30年7月10日（火）から同年8月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
-------------	---

イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
-------------	-------------------------------------

ウ 申請書類の提出先	郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課
------------	--

- | | |
|-----|--------------------------|
| (2) | 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 |
|-----|--------------------------|

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入 札 場 所 | 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課） |
| (2) 入 札 日 時 | 平成30年8月28日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月27日（月）までに必着） |
| (3) 開 札 場 所 | (1)に同じ。 |
| (4) 開 札 日 時 | (2)に同じ。 |

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 パソコンの購入契約 2台

イ 予定時期 平成30年7月頃

(2)ア 名称及び数量 パソコンの購入契約 5台

イ 予定時期 平成30年8月頃

(3)ア 名称及び数量 パソコンの賃貸借契約 170台

イ 予定時期 平成30年10月頃

(4)ア 名称及び数量 パソコンの賃貸借契約 13台

イ 予定時期 平成30年11月頃

(1)から(4)までについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウによることとし、契約書の作成は要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 7 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 28, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than August 27, 2018)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9416

北海道上川総合振興局告示第95号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月10日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借その1

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 6,400枚

イ 複写機等の賃貸借その2

(ア) 複写機等の賃貸借 一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり25,300枚

ウ 複写機等の賃貸借その3

(ア) 複写機等の賃貸借 一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 6台及び1月当たり29,200枚

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（平成22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年7月10日（火）から同年8月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6

条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

- (2) 入札日時 平成30年8月22日（水）午前10時30分（送付による場合は、同月21日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- | | | |
|-------------|----------|----|
| (1)ア 名称及び数量 | 複写機の購入 | 1台 |
| イ 予定時期 | 平成30年9月頃 | |
| (2)ア 名称及び数量 | 複写機の賃貸借 | 1台 |
| イ 予定時期 | 平成31年2月頃 | |
| (3)ア 名称及び数量 | 複写機の賃貸借 | 1台 |
| イ 予定時期 | 平成31年2月頃 | |
| (4)ア 名称及び数量 | 複写機の賃貸借 | 4台 |
| イ 予定時期 | 平成31年3月頃 | |

(1)から(4)までについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-5907 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of copying machine No.1 1 set b Lease of copying machine No.2 1 set c Lease of copying machine No.3 6 sets B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 22, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 21, 2018) C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第308号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。 平成30年7月10日 北海道警察本部長 和 田 昭 夫 別表札幌方面千歳警察署の部恵み野の項中「4丁目」を「5丁目」に改める。	